

議案第 32 号

語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の廃止について

語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例を次のとおり廃止しようとする。

令和2年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例
語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例（平成16年伊賀市条例第61号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。